

スポーツ市民局
区 役 所
区 役 所 支 所

区役所処務規程及び名古屋市区役所支所処務規程の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月12日

名古屋市長 広 沢 一 郎

(区役所処務規程の一部改正)

第 1 条 区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第 5 条の 2 市民課の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、 <u>次の各号</u> に掲げる事務を補助執行するものとする。 ただし、第 1 号から第 5 号まで、第 8 号及び第 9 号にあっては当該市民課に申請のあったもの、第 6 号にあっては当該市民課に転入の届出をしようとする転入者の従前の住所地の区長の権限に属するもの、第 7 号にあっては当該市民課において印鑑の登録を受け、その後他区へ転出をした者の住所地の区長の権限に属するものに限る。 (1)～(6) (略) (7) <u>印鑑票及び除印鑑票</u> （磁気ディスク又はこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる	第 5 条の 2 市民課の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、 <u>次に掲げる</u> 事務を補助執行するものとする。ただし、第 1 号から第 5 号まで、第 8 号及び第 9 号にあっては当該市民課に申請のあったもの、第 6 号にあっては当該市民課に転入の届出をしようとする転入者の従前の住所地の区長の権限に属するもの、第 7 号にあっては当該市民課において印鑑の登録を受け、その後他区へ転出をした者の住所地の区長の権限に属するものに限る。 (1)～(6) (略) (7) 除印鑑票（磁気ディスク又はこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをもつ

ものをもって調製したものを除く。)の保存に関する事 (8)・(9) (略)	て調製したものを除く。)の保存に関する事 (8)・(9) (略)
--	-------------------------------------

(名古屋市区役所支所処務規程の一部改正)

第2条 名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第7号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第4条の2 所長及び区民生活課の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を補助執行するものとする。ただし、第1号から第5号まで、第8号及び第9号にあっては当該支所に申請のあったもの、第6号にあっては当該支所に転入の届出をしようとする転入者の従前の住所地の区長の権限に属するもの、第7号にあっては当該支所において印鑑の登録を受け、その後他区へ転出をした者の住所地の区長の権限に属するものに限る。 (1)～(6) (略) (7) <u>印鑑票及び除印鑑票</u>（磁気ディスク又はこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをもって調製したものを除く。）の保存に関する事。 (8)・(9) (略)	第4条の2 所長及び区民生活課の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を補助執行するものとする。ただし、第1号から第5号まで、第8号及び第9号にあっては当該支所に申請のあったもの、第6号にあっては当該支所に転入の届出をしようとする転入者の従前の住所地の区長の権限に属するもの、第7号にあっては当該支所において印鑑の登録を受け、その後他区へ転出をした者の住所地の区長の権限に属するものに限る。 (1)～(6) (略) (7) <u>除印鑑票</u>（磁気ディスク又はこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをもって調製したものを除く。）の保存に関する事。 (8)・(9) (略)

附 則

この達は、令和7年9月16日から施行する。